

鳥取県立青谷かみじち史跡公園ボランティア活動参画支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県立青谷かみじち史跡公園（以下「史跡公園」という。）を利活用した地域活動を推進するため、史跡公園に係るボランティア活動に参画する意欲をもつ地域住民等を支援するために必要な事項を定める。

(支援内容)

第2条 史跡公園でのボランティア活動に参画を希望する地域住民等について、以下の支援を行う。

- (1) ボランティア活動参加希望者の募集、登録
- (2) ボランティア活動の機会提供
- (3) ボランティア活動参加謝金の支給
- (4) ボランティア活動に資する研修の実施

(運営)

第3条 本事業の運営は、鳥取県地域づくり推進部文化財局とっとり弥生の王国推進課青谷かみじち史跡公園準備室（以下「事務局」という。）が行う。

- 2 事務局は、青谷かみじち史跡公園の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対し、「鳥取県立青谷かみじち史跡公園ボランティア活動参画支援事業登録者」として登録した者（以下「登録者」という。）を史跡公園に係るボランティア活動の人材として来園者への解説や案内、障がいのある来園者へのサポート、体験事業やイベント等のスタッフ活動等にボランティアスタッフとして運用するよう求める。
- 3 事務局は、登録者が史跡公園に係る諸活動に円滑に参画できるよう、「鳥取県立青谷かみじち史跡公園指定管理業務仕様書」（令和5年2月2日施行）及び「史跡公園活用促進業務仕様書」（令和5年2月2日施行）（以下「活用仕様書」という。）に則り、指定管理者と密に連絡、調整を図る。
- 4 事務局は、史跡公園に係る鳥取県主催の活用事業については、活用仕様書に基づき指定管理者に対して運営補助業務の一環としてボランティアスタッフの運用を求める。

(登録)

第4条 ボランティア活動への参加を希望する者は、鳥取県立青谷かみじち史跡公園ボランティア個人登録用紙（様式第1号）、鳥取県立青谷かみじち史跡公園ボランティア支援団体登録用紙（様式第2号）により、事務局に申し込むものとする。団体については鳥取県立青谷かみじち史跡公園ボランティア支援団体構成員名簿（様式第3号）を添えるものとする。

- 2 事務局は、申込み受付後に参加希望者全員を対象として講習を実施し、これを修了した個人を「鳥取県立青谷かみじち史跡公園ボランティア活動参画支援事業登録者」（以下「個人登録者」という。）として登録する。参加申し込みを行った団体については、構成員の講習修了をもって「鳥取県立青谷かみじち史跡公園ボランティア活動支援団体」（以下「支援団体」という。）として登録する。
- 3 鳥取県地域づくり推進部文化財局とっとり弥生の王国推進課青谷かみじち史跡公園準備室長（以下「室長」という。）は、個人登録者及び支援団体の構成員（以下「登録者」という。）に青谷かみじち史跡公園ボランティア活動登録者証（様式第4号、以下「登録証」という。）を交付し、支援団体に青谷かみじち史跡公園ボランティア活動支援団体証（様式第5号）を授与するものとする。
- 4 活動希望内容は以下のとおり例示し、重複は可とする。
 - ア ガイド活動（来園者への解説、案内など）
 - イ 障がい者サポート活動（車椅子の補助、手話通訳、点訳など）
 - ウ スタッフ活動（体験事業、イベントなど）
 - エ その他（具体的に記入のこと）
- 5 登録者がボランティア活動を行う場合は、登録証を携帯するものとする。
- 6 登録者が登録を解除しようとする場合は、その旨を室長に申し入れ、登録証を返還するものとする。
- 7 室長は、登録者が不適切な行為を行った場合、活動実績がない場合には登録の解除を行うことができる。

(ボランティア活動)

第5条 ボランティア活動は、指定管理者によって運用され、指定管理者が定める運用規定等に基づき実施される。

- 2 ボランティア活動を行った登録者は、その都度活動内容等を青谷かみじち史跡公園ボランティア活動日誌（様式第6号、以下「活動日誌」という。）に記入し、指定管理者を通じて事務局に提出し、確認を得るものとする。
- 3 事務局は、指定管理者に対し活動日誌の管理について協力を求める。

(研修)

第6条 事務局は、登録者がボランティア活動を行う上で必要な知識、技能の修得、向上のための研修を企画、運営する。

- 2 研修受講は、登録者の努力義務とする。
- 3 研修受講者に、研修受講に係る材料費や旅費等の実費負担を求めることができる。

(活動参加謝金)

第7条 史跡公園に係るボランティア活動を行った登録者に、予算の範囲内において活動参加謝金を支給する

- 2 活動参加謝金の金額は、活動時間に関わらず1回あたり1,000円とし、1日あたりの支給額は1,000円を上限とする。
- 3 活動参加謝金の支給は、事務局が活動日誌に基づき月極めで集計し、翌月中に指定口座に振り込む。
- 4 ボランティア活動のために史跡公園内で待機した場合も活動参加謝金の支給対象とする。
- 5 研修受講は、活動参加謝金支給の対象外とする。

(その他)

第8条 本要綱に定めのない事項については、事務局で協議のうえ室長が決定する。

付則

この要綱は、令和5年5月1日より施行する。